

財形住宅貯蓄約款

この約款は、勤労者財産形成促進法(以下、「財形法」といいます。)

第6条第4項に基づく財形住宅貯蓄についての当金庫の取扱いを定めたものです。

当金庫では財形住宅貯蓄を財形預金により取扱います。

1. 財形住宅貯蓄の要件

- (1) お客様は、財形法第2条で定める勤労者でなければなりません。
- (2) 積立金は1,000円単位で事業主がおお客様の給与等から天引のうえ、当金庫に払い込んでいただきます。
- (3) 5年以上の期間にわたり、毎年一定の時期に新規の積立をしていただきます。
- (4) お預入れいただいた財形預金については、持家としての住宅の取得または持家である住宅の増改築等(以下、「持家の取得等」という。)に要する費用に充当する場合または重度障害等の場合以外の払戻しはできません。
- (5) この財形住宅貯蓄による利子所得は、租税特別措置法に定める要件に該当し所定の手続きを行うことにより非課税となります。なお、非課税限度額を超える場合、それ以降に支払われる利息は課税で取扱われます。

2. 財形預金への預入れ

- (1) 次の金銭は、すべて財形預金への預入れに充当します。
 - (一) 積立金
 - (二) 預入済みの財形預金の満期金および利息
 - (三) 積立期間中に生じる財産形成基金給付金の満期給付金
 - (四) 財形預金(移行口)(第13条に定義します。)の満期金および利息
- (2) 財形預金への預入れは事業主が指定した日に行います。

3. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第5条第7項各号および第9項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第7項各号および第9項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、職業、事業内容、取引目的、国籍、在留資格、在留期間等のおお客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を

求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたらと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

5. 持家の取得等のための払戻し、解約

(1) 持家の取得等前の払戻し

(一) 持家の取得等前の一部払戻に際しては、工事の「請負契約書」の写しまたは「売買契約書」の写しを当金庫へ提出していただきます。

(二) この一部払戻は一回のみとし、また当該払戻金額は持家の取得等の所要費用額または払戻時貯蓄残高の90%のいずれか低い方の額以下の金額としていただきます。

(三) 前記(二)の払戻日から起算して2年を経過する日または当該持家の取得等の日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間に、住宅の「登記簿謄(抄)本」および「住民票の写し」等の法令に定める書類を当金庫へ提出していただきます。なお、増改築等の場合には、併せて「建築物の確認通知書」の写しもしくは「増改築等工事証明書」の写し等の法令に定める書類を提出していただきます。

(四) 前記(二)の払戻後、前記(三)の書類を提出していただいた場合で、持家の取得等に要した費用が前記(二)の払戻金額を超えている場合には、当該超過部分の金額を限度として前記(二)の払戻日から起算して2年を経過する日または当該持家の取得等の日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間に、一回に限り払戻を行うことができます。

(2) 持家の取得等後の払戻し

(一) 持家の取得等後の払戻に際しては、前記(1)(一)及び(三)の書類を当金庫へ提出していただきます。

(二) この払戻は持家の取得等の日から起算して1年を経過する日までの間に一回のみとし、また当該払戻金額は持家の取得等の所要費用額以下としていただきます。

(3) お客様からこの財形住宅貯蓄の一部払戻の申出を受けたときは、ご請求の金額を満たすまで、預入済みの財形預金を当金庫所定の順序にて払出し、後記(5)の手続きをします。

(4) お客様からこの財形住宅貯蓄の解約または全額払戻の申出を受けたときは、預入済みの財形預金をすべて払出し、後記(5)の手続きをします。

(5) 財形預金を満期日前に払戻しをする場合は、預入日から解約日の前日までの日数について次

の預入期間に応じた利率(期限前解約利率)によって6か月複利の方法により計算した利息とともに払戻しいたします。

<期限前解約利率>

- ① 6か月未満 解約日における普通預金利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- ⑦ 3年以上4年未満 約定利率×80%
- ⑧ 4年以上5年未満 約定利率×90%

(6)お客様が次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を勤務先または届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- (一) 口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- (二) この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
- (三) 当金庫が別途定める取引時確認手続きにおいて確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合
- (四) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (五) この預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合

(7)前項のほか、お客様が次の各号の一つにでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの財形住宅貯蓄取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの財形住宅貯蓄取引を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

- (一) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(二) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

(8)お客様が勤労者である場合、事業主または事業主の役員が次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または事業主または事業主の役員に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を勤務先または届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- (一) 勤労者の事業主または事業主の役員が存在しないことが明らかになった場合または事業主または事業主の役員の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- (二) 勤労者の事業主または事業主の役員が第11条第1項に違反した場合
- (三) 当金庫が別途定める取引時確認手続きにおいて確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合
- (四) この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (五) この預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合

(9)前項のほか、お客様が勤労者である場合、事業主または事業主の役員が次の各号の一つにでも該当し、事業主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの財産住宅貯蓄取引を停止し、または事業主に通知することによりこの財産住宅貯蓄取引を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

- (一) 事業主または事業主の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまた

は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(二) 事業主または事業主の役員が、自らまたは第三者を利用していずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

(10)お客様から財産住宅貯蓄取引の解約の申出を受けたとき、または前記(6)(7)により財産住宅貯蓄取引が解約されたとき、財形預金の残高がある場合は、当金庫は、財形預金を当金庫所定の手続きによりすべて解約の上、前記(5)の期限前解約利率により計算した利息とともに払戻いたします。

6. 要件違反

(1)要件違反事項

- (一) 持家の取得等または重度障害等のとき以外での払戻があった場合
- (二) 持家の取得等前の一部払戻から2年以内かつ持家の取得等の日から1年以内に法令に定める書類が当金庫に提出されなかった場合
- (三) その他法令等で定める場合

(2)要件違反時の処理

法令等に則り当金庫所定の方法で取扱います(課税対象となるときは、払戻金額から当該税金を差引いた額を受取金額とします。)

なお、退職等の場合、6か月以内にお客様が法令等に基づく手続きを行われなときは、口座を解約していただきます。

7. 諸計算

利息等の諸計算については、当金庫所定の方法によります。

8. 取引印

- (1)この財形住宅貯蓄の取引については、お客様が財形住宅貯蓄申込書もしくは財形住宅貯蓄引継申込書によるお届け印を必ずご使用ください。
- (2)財形住宅貯蓄の取引に関する書類に押印された印影をお届け印の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえはそれらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 届出事項の変更

お届けの印章を紛失されたとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があるときはただちに当金庫所定の手続きによりお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも前記(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4)前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前記(1)から(4)までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 譲渡、質入れの禁止

- (1)財形預金ならびにその払戻請求権は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12. 残高の通知

残高の通知については、定期的に発行する「財形住宅貯蓄残高のお知らせ」等により年一回以上お知らせします。

13. 保険事故発生時におけるお客様からの相殺

- (1)財形預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この財形預金に、お客様の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務でお客様が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- (一) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当金庫に提出してください。ただし、財形預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合にはお客様の保証債務から相殺されるものとします。
- (二) 前記(一)の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- (三) 前記(一)による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- (一) 財形預金の利息については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- (二) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. その他

前記手続きに際しての取引で、お客様が勤労者である場合は、事業主を通じて行っていただきますが、退職された場合には直接当金庫と行ってください。

15. 財形移行の特則

- (1)当金庫が、財形貯蓄の運用商品を当金庫発行の商工債(財形)(以下、「財形リセッション」といいます。)から財形預金へ移行するにあたって、お客様が当金庫との財形住宅貯蓄取引にかかる

財形リッショを当金庫所定の移行日(以下、「移行日」といいます。)にお持ちであり当金庫が保護預りしている場合、当該財形リッショにつきましては、移行日において、当金庫が所定の方法により買入消却し、その元金および利金を預入元本として、お客様の財形住宅貯蓄取引にかかる口座内において、財形預金(移行口)へ預入れるものとします。その場合は、以下の通り取扱うものとします。

- (一) 財形リッショの各回号の買入消却時の元利合計額ごとに、財形預金(移行口)へ預入れるものとします。財形預金(移行口)の各預金は、財形リッショの買入消却時の各回号条件(利率、償還日)と同一条件とします。
 - (二) 財形預金(移行口)の各預金が満期を迎える都度、その満期金および利息を財形預金に預入れます。
 - (三) 財形預金(移行口)を中途解約し、払戻しをする場合には、約定利率により計算した利息とともに払戻しいたします。
- (2)お客様が移行日時点で財形リッショを運用商品とする財産形成貯蓄取引を行っていた場合、第1条(3)に定める期間の計算において、当該取引に基づきお客様が積立を行った期間も含まれるものとします。
- (3)本条に特に定めのない事項については、前各条に定める財形預金にかかる規定が準用されるものとします。

16.約款の変更

- (1)この約款の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

付 則

昭和59年6月27日までに発行いたしました財形貯蓄、財形年金貯蓄のお取引証は昭和59年6月28日から無効といたします。